
知財取引の不公正と中小企業の泣き寝入り

— 全産業横断実態調査と4万社調査の分析、2026年新指針策定の展望 —

Claude Opus 4.6

2026年3月8日

公正取引委員会・中小企業庁・特許庁の3機関は2026年2月27日、**91業種・4万社**を対象とした「知的財産権・ノウハウ・データの企業間取引に関する実態調査」の結果を公表した^[1,2]。知財等を保有する企業の**15.8% (603社)**が「納得できない取引条件を受け入れた経験がある」と回答し、ノウハウの無断流用や著作権の実質無償譲渡など、優越的地位の濫用が疑われる深刻な実態が明らかになった^[3,4]。さらに、知財の取り扱いを確認する専門家・担当者がいない事業者が約半数に上り、中小企業の知財リテラシー不足が構造的な問題として浮き彫りとなった。3機関は**2026年6月下旬に独占禁止法上の考え方を示す新指針を策定・公表する方針**であり⁵、全産業横断で知財取引の適正化に踏み込む初めての包括的ガイドラインとなる。

1. 全産業横断で初めて実施された大規模調査の全容

本調査は2025年9月に実施され、中小企業36,981社・大企業3,019社の計4万社に調査票を発送、**6,973社 (回収率17.4%)**から回答を得た^[1]。回答企業の約**71%**は製造業と情報通信業が占める。従来の調査が製造業(2019年、3万社対象)⁶やスタートアップ(2020年)^[7]に限定されていたのに対し、今回は食料品製造業から映像制作業、倉庫業、娯楽業まで**91業種**を網羅した初の業種横断的調査である点に大きな意義がある。

回答企業のうち**54.8% (3,824社)**が知的財産権・ノウハウ・データのいずれかを保有すると回答した。この3,824社を母数とした問題経験率の分析が調査の核心であり、**最も多く報告された問題は「ライセンス対価設定の乖離」(約18%)**で、企業が望ましいと考える対価設定方法と実際の取引慣行の間に大きなギャップが存在することが示された^[1,8]。次いで「譲渡対価設定の乖離」(約13%)、「ノウハウ開示の強要」(約9%)、「データ開示の強要」(約8%)と続く。

アンケートに加え、**団体約10件・個社約80件のヒアリング調査**も並行して実施され、食料品・繊維・化学・プラスチック・金属・電気機械・輸送機械・情報サービス・映像制作・倉

庫・専門サービス・娯楽業など多岐にわたる業種から具体的な問題事例が収集された^[1,8]。

2. 「ノウハウを吸い上げ、転注する」—— 具体事例が示す構造的搾取

ヒアリング調査で収集された問題事例は、知財取引における力関係の非対称性を如実に映し出している。以下、主要な類型ごとに整理する。

2.1 NDA（秘密保持契約）に関する問題

NDA締結を要求したところ「手続が煩雑」を理由に取引喪失の可能性を示唆され拒否された上、開発データの提出を求められた事例（プラスチック製品製造業）が報告された⁹⁾。また、受注者側のみに保秘義務を課す一方、発注者はグループ会社への情報共有が自由という片務的NDAの強制も複数業種で確認されている。

2.2 ノウハウ・データの一方向的開示要求

最も深刻な類型がこれである。製品データを提供したところ、取引先が無断で特許出願し権利を取得した事例（金属製品製造業）は、まさに知的財産の「盗用」に等しい¹⁰⁾。繊維工業では、原材料・製造方法・温度・機械スピード等の工程表の無償提供と工場見学を要請され、内製化されるリスクを承知で応じざるを得ないケースが報告された。

さらに、ノウハウを提供して共同で図面を作成した後、発注なく他社に転注され、その図面で第三者が製品を製造・販売した事例（プラスチック製品製造業）や、監査名目の工場見学で機械設定条件・加工方法を聞き出され、実際には転注のための情報収集だった事例（繊維工業）など、信頼関係を悪用した搾取が横行している実態が浮かんできた^[1,8]。

2.3 知的財産権の無償譲渡・不当な低額設定

映像・音声・文字情報制作業における問題が集中している。楽曲の著作権の一方向的譲渡を求められ、二次利用対価の協議条項の追加を要望しても「フォーマットだから変えられない」と拒否される。映像作品の制作費に著作権譲渡の対価が含まれるとされるが、制作費自体が一方向的に通告され実質無償である。著作者人格権の不行使条項によりエンドロールでの実績掲載すら認められないケースもあり、クリエイターの権利が系統的に無視されている状況が報告された¹⁰⁾。

3. 泣き寝入りの構造——なぜ中小企業は不利な条件を受け入れるのか

603 社が「納得できない取引条件を受け入れた」と回答した理由は、日本企業間取引における構造的な力の非対称性を端的に示している。最も多い理由は「取引を断った場合の今後の取引への影響を懸念した」であり、長期継続取引への依存（取引年数 5 年超 62.9%）が背景にある^[14]。「取引先が市場シェアの高い有力事業者であり、将来の売上増加や信用力確保のため」という回答も多く、寡占市場における発注者の交渉力の圧倒的優位が問題の根幹にある。

特に注目すべきは、「知的財産に関する専門知識がなく、提示された条件をそのまま受け入れた」という理由で、中小企業では約 9.0%がこれに該当する（大企業は 3.9%）^[18]。知財の取り扱いを確認する社内担当者・社外専門家がない事業者が約半数という調査結果と合わせると、知財リテラシーの格差が取引の不公正を助長する構造が鮮明になる。

2019 年の製造業者対象の先行調査との比較では、大企業は知的財産権（特許等）に関連した問題が多い一方、中小企業はノウハウに関連した問題が多いという傾向が確認されている^[6,8]。川下市場が世界で数社に寡占化し代替取引先を見つけることが困難な情報通信機械器具製造業や、「応じなければ別製品の調達先を他社に切り替える」と示唆された化学工業の事例は、産業構造そのものが不公正な取引を温存する土壌になっていることを物語る。

4. 独占禁止法・下請法・フリーランス法が交差する法的フレームワーク

今回の調査で明らかになった問題行為は、複数の法律に抵触する可能性がある。最も中心的な法的根拠は独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号の「優越的地位の濫用」であり、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、正常な商慣習に照らして不当に経済上の利益の提供を要請する行為がこれに該当する^[9,10]。WG 資料では、収集された各事例類型に対して独禁法・優越ガイドライン・下請法運用基準・フリーランス法解釈ガイドライン・スタートアップ指針との対応関係が整理されている^[9]。

既存の「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（2007 年公表、2016 年最終改正）は、主にライセンス契約における「技術の利用に係る制限行為」を対象としており、優越的地位の濫用による知財・ノウハウの「吸い上げ」問題は十分にカバーされていなかった^[10,11]。今回策定予定の新指針は、この制度的空白を埋めるものとして位置づけられる。

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は 2025 年 5 月に改正法が成立し、「中小受託取引適正化法（取適法）」として 2026 年 1 月 1 日に施行された^[12]。従業員基準の追加による規制対象の拡大、協議なき一方的な代金決定の禁止、手形払いの全面禁止など、構造的な制度改正が行われている。知財取引との関係では、金型の設計図面の無償提供要求等が従来から「不当な経済上の利益の提供要請」として問題視されてきた。

2024年11月施行のフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）も重要な関連法制であり、同法5条の禁止行為（買ったとき、不当な経済上の利益の提供要請等）は、フリーランスのクリエイターやエンジニアが保有する知的財産権・ノウハウの不当な取り扱いにも適用される¹³。

5. 2026年6月に向けた新指針策定の工程表

知的財産取引適正化ワーキンググループ（座長：林いづみ弁護士）は、公正取引委員会事務総局・中小企業庁・特許庁の3機関共催で2025年8月に設置され、約2か月に1回のペースで非公開で開催されてきた^{13,14}。委員は泉克幸（関西大学教授）、鮫島正洋（弁護士・弁理士）、名倉啓太（弁護士）、松田世理奈（弁護士）、松橋卓司（メトロール代表取締役）の6名で構成され、日本経済団体連合会・日本商工会議所・日本弁理士会・日弁連知的財産センター・INPIT・内閣府知的財産戦略推進事務局がオブザーバーとして参加している。

今後のスケジュールは以下の通りである¹⁵。2026年3月中旬に実態調査報告書の最終版および独占禁止法上の考え方を示す指針案のとりまとめが行われ、2026年3月下旬からパブリックコメントが開始される。その結果を踏まえ、2026年6月下旬に新指針を正式に策定・公表する予定である。

新指針の特徴として注目すべきは、行為類型ごとに「問題となる事例」だけでなく「好事例」も併せて提示し、取引現場での利活用を促す方針が示されている点である¹⁵。ヒアリングでは「国が示す資料には信用力があり、交渉の場で参照したい」（畜産食料品製造業）、「リテラシーが不足している人でもそのまま使える契約書ひな形を国から示してもらうことは意義がある」（生産用機械器具製造業）との声が寄せられており、実務で直接活用できるツールとしての指針が求められている。

なお、中小企業庁は既に「知的財産取引に関するガイドライン」（2021年策定、2024年10月改正）を運用しており、NDA・共同開発契約・製造委託契約・ライセンス契約の4種類の契約書ひな形も提供している^{16,17}。今回の新指針は、これら既存施策を統合・発展させ、独占禁止法上の考え方を全産業横断で体系的に整理する初めての包括的指針として位置づけられる。

6. スタートアップと生成AI時代のデータ取引が新たな焦点に

今回の調査がスタートアップ・ベンチャー企業に与える影響も大きい。公取委は2020年に「スタートアップの取引慣行に関する実態調査」を実施しており、売上高5千万円未満の企業の22.3%が大手から「納得できない行為を受けた」と回答していた¹⁸。NDA締結前の技術情報開示要請や、事業連携の成果である知的財産権を合理的理由なく大企業に帰属させる要請が主な問題であった。

今回の全産業調査で新たに浮上した論点として、「データの開示強要」（約8%が経験）がある。生成AIの利活用が急速に拡大しデータの経済的価値が高まる中、公取委は知的財産・データの不正取引に対する監視を強化する姿勢を明確にしている⁹。WG第1回では「回答者がノウハウにデータが含まれると理解できるか不明なので、データを特出しすべき」との意見が出され、データ取引の実態把握が意識的に強化された⁹。

WG委員からは、「コストに適正利潤を上乗せするだけでなく、市場で得た付加価値の分配の視点が重要」との指摘がなされている⁹。これは、単に不当行為を禁止するだけでなく、知財・ノウハウ・データの創出者が市場価値に応じた正当な対価を得られる仕組みの構築を目指す方向性を示唆する。エンタメ業界からは「アニメ制作において著作権の対価が支払われるべき」、家具・装備品製造業からは「設計した家具の図面にもロイヤルティを付けてほしい」との声が上がっており、知財の適正な価値評価と対価設定が今後の政策議論の中心テーマとなる。

7. 結論——「見える化」から「実効性」への転換点

本調査は、日本の企業間取引における知財搾取の実態を初めて全産業横断で定量的に「見える化」した点で画期的である。約6社に1社が泣き寝入りを経験し、約半数が知財の専門家を持たないという数字は、問題が特定業種に限らず産業構造全体に根を張っていることを示す。

ただし、この調査と新指針が実効性を持つかは、いくつかの条件にかかっている。第一に、指針が「問題事例」と「好事例」の両面を示すアプローチは実務的だが、違反行為への執行力の裏付けがなければ抑止効果は限定的になる。第二に、中小企業の知財リテラシー向上は「双方の意識啓発」として議論されているが、そもそも法務・知財に投資する余力のない中小企業にとっては、契約書ひな形の提供だけでは不十分であり、無料相談窓口の拡充や中小企業向け知財アドバイザー制度の整備が不可欠である。第三に、生成AI時代におけるデータの価値評価は既存の知財法の枠組みでは捕らえきれない部分が大きく、指針の射程をどこまで広げるかが今後の論点となる。

2026年6月の新指針策定は、日本の知財取引慣行の転換点となり得る。パブリックコメント（3月下旬開始予定）を通じた産業界からのフィードバックが、指針の実効性を左右する。知財の価値創造者が正当に報われる取引環境の構築は、日本のイノベーション基盤そのものを左右する課題である。

参考文献

- [1] 公正取引委員会・中小企業庁・特許庁「知的財産権・ノウハウ・データの取引に係る実態調査」2025年9月実施、2026年2月27日公表。<https://shitauke-chosa.go.jp/>
- [2] 日本経済新聞「知財巡る不当取引、15.8%の企業が受け入れ経験 公取委 6973社調査」2026年2月27日。<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA275Y00X20C26A2000000/>
- [3] 日本経済新聞「データ強要、全産業を調査 公取委、4万社対象 地位の乱用を監視」2025年8月18日。<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO90725400Y5A810C2MM8000/>
- [4] ニュースイッチ（日刊工業新聞社）「中小の知財取引『納得できない経験 15%』...公取委など、大手の問題行為調査」2026年3月6日。<https://newsitch.jp/p/48561>
- [5] 日本自動車会議所「公取委・中企庁・特許庁、知的財産の取引適正化へ6月下旬にも指針実態調査で独禁法抵触事例が多数判明」2026年3月3日。<https://www.aba-j.or.jp/info/industry/25975/>
- [6] 公正取引委員会「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」2019年6月14日。
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190614.html>
- [7] 公正取引委員会「スタートアップの取引慣行に関する実態調査について（最終報告）」2020年11月27日。<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>
- [8] 中小企業庁「第2回 知的財産取引適正化ワーキンググループ 資料2」2025年11月14日。https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki_wg/002/002.pdf
- [9] BUSINESS LAWYERS「知的財産権の行使における独占禁止法の適用」。
<https://www.businesslawyers.jp/articles/1052>
- [10] 公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」2007年公表（2016年最終改正）。<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/chitekizaisan.html>
- [11] イノベンティア「公正取引委員会『製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書』について」2019年6月17日。
<https://innoventier.com/archives/2019/06/8822>
- [12] 公正取引委員会「2026年1月から『下請法』は『取適法』へ！」リーフレット。
https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf
- [13] 公正取引委員会「知的財産取引適正化ワーキンググループの開催について」2025年8月1日。https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250801_chizaiwg.html
- [14] 特許庁「企業取引研究会 知的財産取引適正化ワーキンググループ」。
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kigyo-torihiki/index.html>
- [15] 中小企業庁「知的財産取引適正化ワーキンググループ（第4回）配布資料」。
https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/chizaitorihiki_wg/004/004.html
- [16] 中小企業庁「知的財産取引に関するガイドライン」2021年策定（2024年10月改正）。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline01.pdf

[17] 契約ウォッチ「**【2024年10月改正】** 知的財産取引に関するガイドライン・契約書のひな形とは？」。 <https://keiyaku-watch.jp/media/hourei/tizaitorihiki-guideline-202410/>

以上